

第50回全国高等学校総合文化祭 看護師派遣業務委託仕様書

1 業務名

第50回全国高等学校総合文化祭 看護師派遣業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和8年8月31日（月）まで

3 業務目的

第50回全国高等学校総合文化祭（あきた総文2026）の大会会場や巡検等に看護師を派遣し、参加する高校生や運営に携わる高校生、教職員、観覧者等（以下「参加生徒等」という。）の安全を確保する。

4 業務内容

(1) 各会場救護所での救護業務

各部門別行事会場の救護所に常駐し、以下の業務にあたる。

- ①参加生徒等に傷病等が発生した場合の初期対応
- ②傷病者が発生した場合、必要に応じて救急搬送を要請
- ③救護所での対応内容に関する発注者への報告

(2) 巡検等への同行

県内施設等を巡検する際に同行（バス同乗）し、以下の業務にあたる。

- ①参加生徒等に傷病等が発生した場合の初期対応
- ②傷病者が発生した場合、必要に応じて救急搬送を要請
- ③対応内容に関する発注者への報告

(3) (1)、(2)及び指定の救護所に必要な救護用品及び保冷バッグを配置する。なお、配置する救護用品及び保冷バッグの詳細は発注者と協議する。

5 派遣日時・場所等

(1) 看護師の派遣日時・場所、救護用品の配置は別表「あきた総文2026看護師・救護バック配置計画」のとおりとする。なお、別表に記載の時間には休憩時間を含むものとする。

(2) 看護師の自宅と派遣先との移動に要する交通費（有料駐車料金を含む。）は本業務委託料に含まれるものとする。

(3) 1日の法定労働時間を超える場合は、労働基準法に定める割増賃金の規定に準じて法定労働時間を超える部分に対して時間単価に乗じた額を支払う。

6 派遣者の条件

(1) 看護師資格を有し、看護師業務の経験が1年以上あること。

(2) 派遣業務を遂行するうえで心身ともに健康であること。

(3) 各部門別行事において複数日開催される場合は、同一の看護師の派遣を基本とする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

7 完了報告・検査

受注者は、業務完了後、速やかに業務完了届を発注者に提出し、発注者が実施する検査に合格しなければならない。

8 支払方法

発注者による検査が完了した後、受注者からの請求により30日以内に支払う。

9 業務の適正な実施に関する事項

(1) 労働者派遣事業の許可

受注者は、労働者派遣事業の許可を有するものであること。

(2) 関係法令の遵守

受注者は、本業務の実施にあたり関連する法令等を遵守すること。

(3) 業務の一括再委託の禁止

受注者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、発注者と協議の上、本業務の一部を委託することができる。

(4) 個人情報保護

受注者は、本業務を行うにあたり、個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(5) 守秘義務

受注者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的で利用することはできないこととする。また、本業務終了後も同様とする。

(6) 暴力団の不当介入における通報等

① 妨害又は不当要求に対する通報義務

受注者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。

② 履行期間の延長要求の請求

受注者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に本業務を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

(7) 労働者派遣契約等の締結

発注者と受注者は、本業務の履行に必要な労働者派遣基本契約、個別契約、その他業務上必要と認められる契約・覚書等を、双方協議の上、速やかに締結するものとする。

10 業務の継続が困難となった場合の措置について

発注者と受注者との契約期間中において、受注者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受注者の責に帰すべき事由により本業務が困難となった場合

発注者は、受注者の責に帰すべき事由により本業務の継続が困難となった場合、契約の取消しがで

きる。この場合、発注者に生じた損害は、受注者が賠償するものとする。

なお、次期受注者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により本業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、発注者及び受注者双方の責に帰すことができない事由により本業務の継続が困難となった場合、本業務の継続可否について協議するものとする。また、一定期間内に協議が整わない場合は、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、契約終了若しくは契約の取消しなどにより次期受注者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

11 その他

(1) 発注者は、本業務に必要なデータ及び資料を受注者に提供する。なお、万が一、紛失、破損等が生じた場合は、すみやかに発注者に報告するとともに、受注者の責任において対処すること。

(2) 本仕様書に記載のない事項または業務上疑義が発生した場合は、発注者と受注者で双方協議して決定するものとする。ただし、軽微な事項については、発注者の指示に従うものとする。